

図書類取扱事業者の皆様へ

日頃より北海道の青少年の健全育成にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

北海道青少年健全育成条例では、次代の北海道を担う青少年の健全育成の推進や非行防止のため、次のとおり関係事業者の皆様へ義務規定等を設けておりますので、いま一度ご確認の上、今後とも、青少年を健全に育むための地域社会づくりに、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 有害図書類の青少年（18歳未満の者）への販売、貸付、贈与、交換等は固く禁止されています。



有害図書類とは…

包括指定

書籍・雑誌の場合

・卑わいな姿態等の写真や図画等が総ページ数の3分の1以上を占めるもの

DVD・ゲームソフト等の場合

・卑わいな姿態等を描写した場面が連続して3分を超えるもの又は合わせて5分を超えるもの

・(一社)日本コンテンツ審査センター、(一社)コンピュータソフトウェア倫理機構が青少年の視聴を不適当としたもの

・(特非)コンピュータエンターテインメントレーティング機構が青少年の視聴を不適当としたもの(ゲームソフトに限る)

(一社)日本コンテンツ審査センター(旧 映像倫理機構)の審査マーク



(一社)コンピュータソフトウェア倫理機構の審査マーク



(特非)コンピュータエンターテインメントレーティング機構の審査マーク



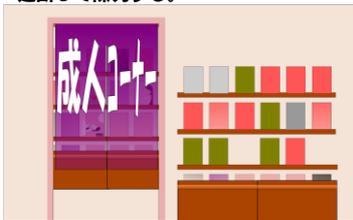
個別指定

図書類(書籍、DVD、ゲームソフト等)の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め知事が指定したものの過去指定した図書類はホームページで確認できます。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/yugaishitei.htm>

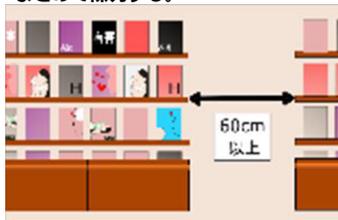
2 有害図書類は規則で定める方法で、他の図書類と区分して陳列し、青少年による購入等を禁止する旨の表示をしなければなりません。

規則で定める有害図書類の陳列方法の例

① 間仕切り、ついたて等で一般の図書類から遮断して陳列する。



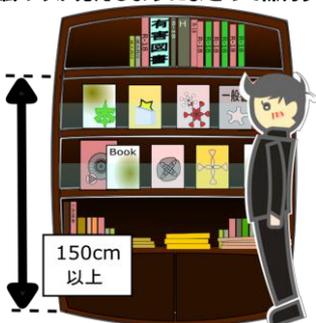
② 一般の図書類から 60cm 以上離れた場所にまとめて陳列する。



③ 10cm 以上張り出した仕切り板を設置して、その間にまとめて陳列する。



④ 床面から 150cm 以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにまとめて陳列する。



⑤ レジの近く(5m 以内)にまとめて置き、店員が常時監視できるよう陳列する。



区分陳列の状況を立入調査員が確認に伺うことがあります。



3 有害図書類に指定されていないものでも、青少年に不適当と思われる図書類の青少年への販売自粛、区分陳列にご協力をお願いします。

北海道青少年健全育成条例—抜粋—

(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 録画テープ、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの（以下この号において「録画テープ等」という。）であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ等の倫理上の審査を行う団体が知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

第17条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。

(有害図書類の陳列の方法等)

第18条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。

2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(罰則)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者

北海道青少年健全育成条例施行規則—抜粋—

第3条 条例第18条第1項の規定による区分は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切りの設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (2) 有害図書類以外の図書類を陳列する場所から60センチメートル以上離れた場所に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (3) 有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、有害図書類をその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が有害図書類以外の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法